

令和元年度 第2回香川大学医療安全管理監査委員会報告

国立大学法人香川大学医療安全管理監査委員会規則第2条に基づき、以下のとおり監査委員会を開催し、医療安全管理についての監査を実施しました。

1 監査の方法

医療法施行規則第9条の23に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、以下のとおり病院長等からの説明聴取及び資料閲覧により報告を求め、その業務状況を検証しました。

2 監査の内容

(1) 医療安全管理体制について

1) 医療に係る安全管理体制

(2) 医療安全管理部の活動状況について

- 1) インシデントレポート報告（令和元年7月～11月）
- 2) 平成30年度転倒転落インシデントのまとめ
- 3) 平成30年度ドレーンチューブ管理インシデントのまとめ
- 4) アレルギーに関連したインシデントのまとめ
- 5) 引き継ぎ時の情報共有・伝達不十分に起因したインシデントのまとめ
- 6) 薬剤師による注射抗がん剤疑義照会
- 7) 死亡退院報告（令和元年7月～11月）
- 8) Safety News（令和元年7月～11月）
- 9) 令和元年度 安全管理のための総点検月間
 - ① 病院長、看護部長、医療安全管理部による相互チェック
 - ② リスクマネジャーによる相互チェック
 - ③ 全体研修「医療事故と紛争防止」
 - ④ 医療安全推進のため部署で取り組んだベストプラクティス

10) 病院機能評価（一般病院3）に関する中間的な結果報告と評価Cに対する改善の取り組み

(3) 高難度新規医療技術等について

- 1) 高難度新規医療技術等評価部の活動状況
- 2) 高難度新規医療技術、未承認新規高度管理医療機器及び未承認新規医薬品の評価体制
- 3) 「未承認新規医薬品評価部門」、「未承認高度管理医療機器評価部門」における審査対象の明確化
- 4) 高難度新規医療技術等の安全性確認体制強化のための、承認時モニタリング実施体制

3 監査の結果

(1) 医療安全管理体制について

医療に係る安全管理体制については、問題なく法令等に基づく適切な体制が整備できていると認められた。

(2) 医療安全管理部の活動状況について

医療安全管理部の活動状況については、インシデントレポート報告体制、死亡事例の把握・報告体制、安全管理研修等、活発かつ適切に実施されていると認められた。

(3) 高難度新規医療技術等について

高難度新規医療技術等の導入については、適切な体制が整備され、適正に実施されていると認められた。